

⑬ 薬物乱用防止は万全ですか

3 心掛けるポイントは？



- 昨今はインターネット等を通じて禁止薬物を容易に入手できる環境であるため、隊員一人一人の自律心を高めることが不可欠
- 違法薬物の所持や使用は犯罪行為であることを再徹底
- 自分自身や家族など、大切な人の人生に重大な影響を与えることについて、一度じっくり考える機会を持つこと
- **薬物の使用を勧められたときの断り方のコツは「ハッキリ、キッパリ!! 断る」とともに、「その場から離れる」こと**



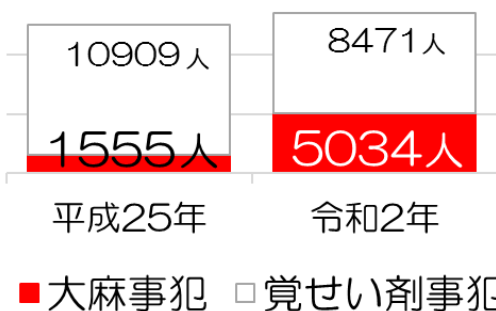
違法薬物の使用がたとえ1回であっても「免職」処分になる重大な服務規律違反であることを認識してください。

また、同僚などの薬物使用等に遭遇した場合は、まず、本人に上司に報告するよう勧めましょう。それがダメなら、あなたから上司に報告することが必要です。

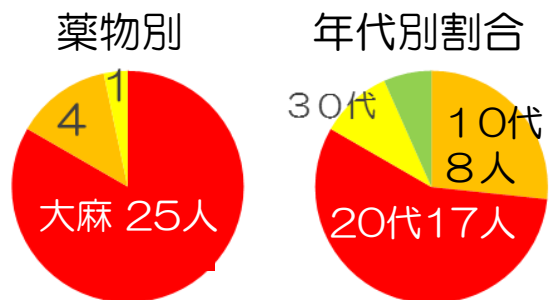
ただし、対応が遅延するおそれがある場合は、相談窓口（各自衛隊の警務隊）及び公益通報窓口等に速やかに通報してください。これは仲間を売ることにはなりません。大切な仲間を薬物乱用の危機からいち早く助け出すことです。

社会では大麻の検挙者が増加中。防衛省・自衛隊内でも特に若年者で多数発生

薬物事犯検挙人員内訳の推移



防衛省における薬物事案の懲戒処分状況（H28～R2年度）

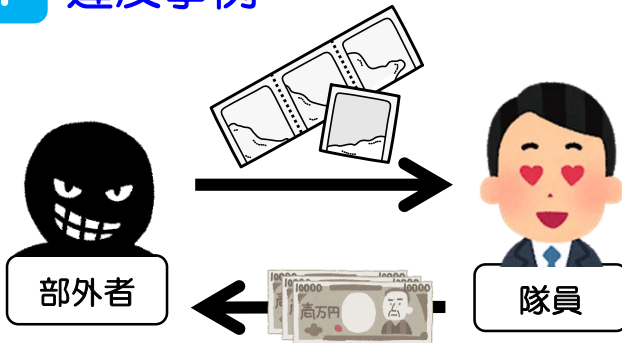


資料源：警察庁「令和2年における組織犯罪の情勢」に基づき作成

資料源：防衛省人事教育局令和3年度薬物乱用防止教育参考資料に基づき作成

⑬ 薬物乱用防止は万全ですか

4 違反事例



隊員は、帰省先の都市部路上において部外者から覚醒剤を購入し、駐屯地外（ホテル等）や駐屯地（営内居室）において使用しました。

【免職】＋懲役1年6か月（執行猶予3年）

本事例においては、次の事項が問題です！

- ・ 興味や好奇心から部外者を通じて覚醒剤を購入
- ・ 駐屯地内外における所持・使用



【その他の違反事例】

- ・ 友人から薬物を勧められ、興味本位から薬物を使用
- ・ 他者から誘われて、好奇心から薬物を買って使用
- ・ 演習場に自生していた大麻草を持ち帰り、駐屯地内で吸引

【合法ハーブ？ただのお香じゃないかも？】

合法ハーブ等と称して販売される危険ドラッグも成分や含有量によっては、人体に重大な影響を及ぼし、最悪の場合には死に至ることもあります。

危険ドラッグは現在でも新しい製品が販売され続けており、少しでも疑問を感じた場合、公的機関が検査して公開しているデータベース等を活用し、確認することが必要です。



東京都では、新製品を逐次検査し、結果を公表してくださっています。大麻等の薬物に関する情報も掲載されているので、ぜひ御覧ください。

【東京都福祉保健局HP みんなで知ろう危険ドラッグ・不法薬物】

https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/no_drugs/

QRコードはこちら→

